

◎新潟県告示第682号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成24年6月22日から生ずるものとする。

平成24年5月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 発起人の住所及び氏名  
新潟県佐渡市豊田76  
金杉 長義  
新潟県佐渡市豊田401  
吉田 芳行
- 2 区域  
佐渡漁業協同組合の地区のうち旧真野漁業協同組合、旧佐和田漁業協同組合、旧二見漁業協同組合及び旧稲鯨漁業協同組合の区域
- 3 区分  
10トン未満の漁船により営む漁業であって旧真野漁業協同組合の地区の者が行う漁業
- 4 届出年月日  
平成24年4月23日